

案が今後こういったような数値的な放射線被曝量だけで適用されるかどうかの判断が行われるということになると、微量の放射線に關する問題というものは非常にこれは重要な問題になつてくるんじゃないか、こういうふうに私は思うわけなんです。そこで、原子力事業従事者の損害の認定について、どういたところで認定をし、またどういう基準で認定をするのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(山野正登君) 原賠法を適用するに当たりまして、いまの認定の問題と申しますのは、もともと原賠法自身が民事の問題でございまして、被害を受けた方と加害者、つまり原子力事業者との間の話し合いによつて決着をつけられるべき問題、それで決着がつかない場合には最後は裁判に持ち込まれるという性格のものではございますけれども、しかし当事者同士が認定をするについて、先生御指摘のように、低レベル放射線の場合等は相当因果關係の立証等がむずかしいわけでございますので、そういった問題につきまして、政府といいたしましても立証が容易になるようになって、援助する努力というのは從来ともやつておるわけでございまして、一つは法定されております原子力損害賠償紛争審査会の活用の問題でございます。それから、第二は低レベル放射線の影響についての研究というものを進めまして、この立証が技術的に容易になるようにするということ。また私どもとしましては、政府関係機関の、たとえば放射線医学総合研究所といったところには、専門の医師とかあるいはこの方面での専門家といったふうな方もいるわけでございますので、そういう方々の知見も活用する。そういうふうなことを動員しまして、できるだけこの立証が容易化されるようにという努力は政府としても進めたいと思っております。

○松前達郎君 先ほど私例を申し上げましたけれども、この藤井さんの例の場合も、会社の方ではなるべく表に出したくない。ですから、亡くなる寸前に名前を変えてくれとか、そんなようなことがあります。

まで言われたということが報告されておるので
けれども、やはりそこが一番問題だろう。たとえ
ば、被曝を受けたり何かいろいろな損害を受け
た、それに対して認定する場合に、企業側の意見
といふものが非常に大きなウエートを占めるとい
うふうになりますと、やはりなるべくこういうふ
うなものは表面に出したくないと、そういうふたよ
うな考え方方が当然そこから出てくるんじゃなかろう
か。ですから、せっかくこの法律ができまして
も、その認定ですとか、その処理の問題について
非常に大きな問題が残っていくんじゃないかなとい
うふうに私は考えておるわけなんです。企業側の
意見が大きな判断の基礎になるという今までの
いろんな例があると思うのですが、そういう点に
ついて、公平に客観的にこの判定をしなければい
けないんじゃなかろうかと思います。そのため
に、どういうところでどういうふうな資料を出し
て判定をするか、こういう問題が手順として非常
に重要な問題として残るのじやなかろうかと私は
思うわけですから、そういう意味でいま御質問申
し上げたわけなんです。

先ほどの藤井さんの例にしましても、大分古い
話です、三十八年の十二月の四日に請願が出てお
りまして、その中にも、原因の認定を公平に客観
的に行うよう措置をするということとか、あるい
は専門的学識経験者がない、たとえば労働基準監
督局その他の公共機関、そういうものが判断をす
る場合に、各原子力関係事業場の意見による判定
に任されがちである、だからこういうことがない
ようにしてくれというふうな請願が大分前に出て
おるわけなんですが、これはその後大分時間も経
過して、やっと日本本法案が提出されたわけなん
です。こういうふうな過去の例を十分踏まえてい
ただいてこの法律の適用に当たつていただきたい
い、こういうふうに私は念願するのですから、
そういう質問を申し上げました。

○吉田正雄君 今度の改正案では、従来、原子力損害賠償の適用除外になつておりました原子力事業に従事をする人たち、これが新たに対象になるわけなんですが、その中に核原料物質、燃料物質及び放射性廃棄物の輸送に従事をした人たち、こういう人たちは私当然含まれるというふうに思いますが、この点どうなのか。さらに、従来、輸送に従事した人たちの人数であるとか、あるいは個人的には回数、被曝線量の総量がどうなつてているか等、そういう実態というものが把握をされておるのかどうか、まずお聞きをいたしたいと思います。

○政府委員(山野正豊君) まず、輸送の問題が原暗法の対象となるかどうかという点について御答弁申し上げますが、原暗法は、先生御指摘のようになりますが、原子炉の運転等により生じた原子力損害の賠償について決めた法律でございますので、結論から申し上げまして、輸送中に生じた原子力損害といふのはすべて対象になるということでございまして、原子炉の運転等ということの定義の中に、原子炉の運転、加工、再処理あるいは核燃料物質の使用、並びにこれらに付隨する核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、または廃棄という表現が法律でも明記されてゐるわけでござりますので、この輸送中に生じた原子力損害といふのも対象になるわけでござります。

また、この輸送に携わった労働者の方でございますが、まず輸送業者の従業員と、それから同乗しておる可能性のある原子力事業者の従業員、二つの形が考えられるわけでござりますが、輸送業者の従業員というのは従来とも原暗法の対象になつておつたわけでございまし、同乗する可能性のある原子力事業者の従業員というのも今回の中止によりまして原暗法の対象になるといふことでござりますので、その点は先生御指摘のとおりでございます。

放射線医学研究所等、そういうところに従事しておる人たちと差が出てくるのじゃないかというふうなこと等で、同じ放射線という概念からするならば、広くそういう人たちもこの原賠法の中に含めるべきではないかという意見も一部にあるわけなんですが、そういう意見なり考え方についてどのようにお考えになつてあるのか、あるいは将来さらにそういう人たちも原賠法に含めるというごとの検討をお考えになつておるのかどうかをお聞きいたします。

○政府委員(山野正登君) 原賠法はもともと原子力利用に伴いまして万一発生するかもしない大規模かつ集団的な損害というものを類型を考えまして立法されたものでございまして、こういった場合に、無過失責任、責任の集中あるいは賠償としての強制といったふうなことを特に法定したわけでございますが、御質問の放射性同位元素による損害と申しますのは、このような大規模かつ集団的な損害といったふうなものを起こすというふうには、それと同じ類型に属するというふうには考えていいわけございまして、確かに放射線による損害というのもあり得るわけではございませんけれども、現在、法の対象に考えておるものとは類型を異にするというふうに考えておるわけでございまして、その分野の損害に対しましては、現在の労災制度並びに民法の一般原則による救済というものの処理できると考えておるわけでございます。将来このR-Iの利用というものが格段に進みまして、何らかの理由で同じこの原賠法の対象にする方がよからうといったふうなことでも出てまいりますがれば、その時点で改めて検討したいというふうに考えております。

○吉田正雄君 労働省から見えておりますか。——労働省としては、いま言つたような問題については、従来は、今度法改正になるまでは労災法で全部扱つて來ているわけですね。いま話があつたように、いまのところでは広くそこまでは考えていないということですが、労働省側としてはそういうことについてはどういう御見解をお持

ちなんですか。

どちらですか

○説明員(原職治君) 労災保険の適用につきましては、従来から全産業の全労働者に保険を適用するという形で従業員の労働災害の補償を行つておるわけでござります。今回のこの原暗法の改正がございましても労災保険の方の仕組みは変更にならましんで、従来どおりアイソートープ等を扱う

人々の放射線障害につきましては、労災保険によつて補償をいたしてまいります。
○吉田正雄君 ちょっとと質問が悪かったんだが、もちろん労災法の適用でいくわけですねけれども、片や今度は原賠法になるわけですね、部分的に労災になりますけれども。そういう点で差が出でまいりますので、統一的に処理をされないことになるわけですね。今度は、片や原賠法適用者と片や従来どおりの労災法ということになるので、そういう点では、同じような放射線という点から考えて同一の法律で同一で取り扱うべきであります。

いたわけなんです。——いいです、時間がありますせんから。それはそのくらいにしておきます。そこで、次にお伺いしたいのは、現実に原子力損害が発生した場合、一体スマーズに事が進行するのかどうかという点できわめて疑問があるんです。これは同僚議員もいままでその点の指摘をされたんじゃないと思うんですが、皆さんの方から配付をされた資料の、改正後の従業員損害の補償体系図というのが半ピラにずっとこうなってます。これは要するに労災法との関係をここに述べてあるんですよ。ところが、労災法となると私は思うんです。

それは、被害者が損害賠償請求を原子力事業者に対して行うことになつておるわけです。ところが、従来のいわゆる公害問題で見られますよう

んそく病であるとか、あるいは各種の薬害訴訟が

んそく病であるとか、あるいは各種の薬害訴訟があります。スモン病に対するキノホルム説とか、いろいろなものがあるわけです。この過去の実例からわかるように、とにかく事実損害が出た、被害が出たということははつきりしているわけです。また原因もはつきりしているんです。しかし、なかなかその損害を与えた企業が賠償に応じ

ないということで、延々十年以上も訴訟が今日まで長引いてきておる、まだ未解決だというふうなことで、被害を受けた方や患者にとつてはこれはもう生活上重大な問題になつてゐるわけです。そんなこともありまして次のような点ですね、たとえば原因あるいは因果関係あるいは損害額の算定のあり方、さらに労災保険の給付との関係、そこから生ずる支払いの方法、内容、そういう点で両者の話し合いがついたとしてもさらに具体的な約束履行をめぐってトラブルがまた尾を引いていき、さうして話が長引くことによって告局

訴訟に持ち込まれていくというふうなことになつて、この法律が通つたからといって、私は簡単にこの問題が解決するとは思えないわけです。先ほど松前理事の方から指摘もありましたように、企業側としてはなるべく認めたくない、損害額をでかく抑えていく、という動きが出てくるわけです。ところが、残念ながらこの法案の中に、これをだれが判断をしていくのか、審査機関というものが明確にあって、そこで算定の基準であるとか、そういうものがきちっと行われていくのかということになると、算定の基準すらここにはないわけなんです。あくまでも被害を受けた人が電気事業者に対して損害を請求していくことだけのことなんであつて、そういう点で全く内容が不明確なんです。

そういう点でお尋ねをしたいのは、時間もありませんから、要するに、そういう問題が発生することはもう火を見るよりも明らかなので、それを解決するための第三者公正中立な審議機関といふものを設置をして、そしてその審議機関なりが

なのか、あるいはそこに仲介的な役割りを果たし

す。
なのか、あるいはそこに仲介的な役割りを果たして解決——調停者的な役割りもそういう審議会のようなものがやっていくのかどうなのか、その辺 もこの法案の内容は非常に不明確になつてゐるわけです。その点についてどういうふうにお考えになつておるのかお聞かせ願いたいと思うわけで

○政府委員(山野正登君) 先生御指摘のような、公訴訴訟といったふうな場合に裁判が非常に長引くということは御指摘のとおりだと思いますのでございまして、これについては、大変むずかしい問題について私人間の権利義務關係というものを最終的に確定するということでございますので、ある程度の時間の必要があるということとはやむを得ない面もあるわけでございますが、いずれにしても、これは裁判の迅速化という司法制度上の問題かと思います。

この、このような裁判を寺ら入ります前に、

早急かつ円満に当事者間の話し合いがまとまるということが最も望ましいということは、これは先生の御指摘のとおりだと思うわけでございまして、因果関係の立証を容易にするとか、あるいは損害の算定について何らかの参考の具を供するといったふうなことで、政府もできるだけの努力はしたいと考えておるわけでござりますので、それがこの原賠法の十八条で言っております原子力損害賠償紛争審査会という制度でございまして、この審査会は必要に応じて政令で臨時に設置するという旨の機関になつておるわけでございますが、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介とか、あるいはこの事務を行うために必要な原子力損害の調査及び評価といったふうなものを行うことになつておるわけでござりますので、この機能を最大限に活用しまして、政府はもちろん当事者ではございませんが、当事者間の話し合いが円満裏にかつ早く妥結する方向で動くよう支援をしてまいりたいと、こう思っております。

批判を受けないような、そういう審査会

批判を受けないような、そういう審査会にひとつ強化をしていただきたいと思うんです。

億円にも上るというふうなことが言われておるわけですが、六十億でも五十億でも、これはないに越したことではないんですが、一たん大事故が起きると、とても百億では問題にならないわけです。私は聞くところでは、これは財産保険と違うけれども、だということがあるらしいんですけども、私はどちらとも、こういう事故によって生ずる損害の場合は、保険会社も、どうもそり、うちでこま

いわゆる財産損害保険ですね、火災だとかそ
の他そういうものによって起きた場合の災害保険
の額が各事業者と保険会社の間でどういう契約が
結ばれておるか、これをひとつ資料として出して
いただきたいと思うんです。

それから、私が最も心配をいたしますのは、百
億というふうに非常に低いことによつて、損害の
認定に当たつて企業側が損害額をとにかく抑えて
いこう、あるいは先ほどの指摘にありましたよ
うに、因果関係というものを認めないとすることに
なつてくるのではないかと、この点を最も恐れま
すので、この点どういうふうにお考えになつていて
るのかということと、それから、この額を超えた
ものについては国の――この額を超えたという
のはおかしいんですが、この額を超えても無限責任
があるはずなんですよ。しかし、どうしても百億
という一定の額を設けますと、事業者としては百
億を超えたら国の援助を期待するというきわめて

1

らめんどうを見ましようということにどうもなりながらになるんじやないかという、そのことが逆にいかというふうに思いますので、国の援助とは具体的にどのような場合どのようなことを行おうとしているのか、この点も明らかにしていただきたいと思うんです。

労働省の方、来ていただいたんですが、時間がありませんから結構です、どうもありがとうございました。

○政府委員(山野正登君) まず、賠償措置額百億円というのは低過ぎやしないかという点でございますが、現在の原賠法によりますれば、賠償措置額の百億円を超えて損害が発生した場合でも原子力事業者は無制限の賠償責任を持つておるというのは、これは先生御指摘のとおりでございまして、そういう意味で賠償措置額というものは、損害を賠償するに当たりましてその賠償が確実になるようになりますので、その面におきましては直ちにですが、これを超えた場合にももちろん原子力事業者は無制限の賠償の責任を持つておるということになります。されば、その範囲内にあれば、賠償措置額が低いために、できるだけその範囲内でございまますので、その面におきましては直ちに被害者の保護に欠けるといったふうなことにはならないかと思うのでございます。原子力事業者がないように争議審査会という場も活用しまして、原子力事業者が力で被害者を押さえつけるといったふうなことのないよう、これは私ども十分に配慮したいと考えております。

それから財産保険の実態につきましては、これは可能な限り資料を先生の方に御提出したいと思つております。

さらに、百億円以上の損害があつた場合に国が援助をするという規定があるわけでございますが、これによつて電力会社が安易に国に依存しないかという点でございます。この点については、もし百億円を超えるような損害がありました際、かつ國の援助の必要があるという場合には、政府としましては、この損害の中身それから原子力事業者の資力、そういうたらもろの事情をよくよく調べまして最もふさわしい援助をするということになつておるわけでございますので、原子力事業者が十分の賠償余力があるので國がこれを援助するといったふうなことは、これはあり得ないわけでございますから、その点、原子力事業者の方々が安易に國に依存しようとしてもこれはできない相談であろうかと考えております。

○柿沢弘治君 それでは一、二質問をさせていただきます。

今度の原賠法の改正については、四十六年に次いでござりますけれども、この改正によつて諸外国の賠償制度と比較してわが国のレベルがどのくらいになるのかという点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(山野正登君) わが国の原子力損害賠償制度を諸外国の制度と比べてみると、幾つかの原則につきましてはば諸外国並みの制度になつておるといふふうに考えております。

すなわち、まず無過失責任の点でござりますが、これは英國、西独、フランスといったふうなところが同様に採用しておるわけでございます。

また賠償責任の集中という点につきましても、英國、フランス、西独といったふうな国々が同じような制度をとつておりますし、米国では、賠償責任を負うべき者はすべて原子力事業者の譲じたものでありますので、そういう意味でも実質的には米国も同じような制度であろうかと思ひます。

また、賠償措置額の強制という点につきましては、米国、英國、西独、フランスといった国々が我が国同様に採用いたしております。

一つ大きな相違というものがこの賠償責任の制限でございまして、これにつきましては、米国、西独、英國、フランスといったふうな國々が賠償責任の制限をいたしておりますが、わが国では制限額を設けませんで無限の責任というのを原則としたしております。この点が大きく違うところでございます。

いま一つ、国家賠償、國家補償という制度を取り入れておる國もあるのでございますが、この國家補償を採用しておる國というのは逆に責任の制限を設けておるわけでございます。

そういうふうなことで、全体を総合しますと、わが國の場合は原子力事業者の責任を無制限にした上で、かつ十分に賠償ができるように必要に応じては政府も援助するという制度をとつておるわけでございまして、そういう意味で、諸外国の制度に比べてむしろ進んでおるというふうに評価してもよろしいのではないかと私どもは考えております。

○柿沢弘治君　わが國の原子力平和利用を推進する上でも、世界で唯一の原爆被爆國として、国民に対する安心感を高めるという意味でも、この原子力損害賠償法による損害賠償、もしくはそうした措置といふものが、世界のレベルを超えるといいますか、一流のものになるということが必要だと思っています。被害が起きてはいけないわけですが、それとも、そういう点で今回の改正というものは私は評価ができるというふうに考へておるわけでございます。

国際的に見て決して遜色のないものだという説明がありましたが、その国際的なレベルというのが果たして原子力事故の現状に対応して十分なものと言えるのかどうか。この間のスリーマイルの事故が現実に起こつてさまざまな損害賠償請求が出ているわけでございますが、そのスリーマイルの事故に関するアメリカの原子力損害賠償請求の額の見通しとか、それが現在の法律で対応した場合には一体どうなるか、その辺十分な点がござります。

しあれと同じような事故が日本で起つた場合、今度の改正法案でどこまで救済ができるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山野正登君) 米国におきます今回のT.M.I.事故に関連しての訴訟の問題でございますが、アメリカの原子力保険アールからの情報によりますと、五月十一日現在提起されております訴訟の中身と申しますのは、これは全部で九件ございまして、集団訴訟が七件、その内訳としまして、連邦ペンシルベニア地裁に五件、連邦ニューヨーク地裁に一件、それからペンシルベニア州裁判所に二件ございまして、ペンシルベニア州の裁判所に一件、治安裁判所に一件ということになつております。合計九件でございます。

これらの請求は、その根拠としまして、メトロポリタン・エシソン社並びにバブコック・アンド・ウイルコックス社の過失、重過失、あるいは高度危険行為といったふうな責任を擧げておるわけでございます。

損害額としまして、不動産の価格の低落、収益の減少、賃金の喪失、避難費用といったふうなものを挙げております。

損害額としまして、五億六千万ドル以上のものとしておるもののが三件、具体的に損害額を算出しえるものが三件、それから損害額を明らかにしていないものが三件というものがその内訳になつております。

こういったふうなことがもしわが国に起つた場合にどうであろうかという点でございますが、これはもちろんそれが原子力損害と認定されるかどうかということによって決められるべき問題でございまして、その点は因果関係によるわけですが、さいますが、額の点につきましては、先ほども申し上げましたように、わが国の場合は無制限の責任といふものを原子力事業者が持つておるわけですが、さりますので、相当因果関係のある限りにおいて賠償されるというふうに考えております。

を与えることは事前の検査を厳重にし、たびたびチェックをして、そして保安規制も非常に厳しい規制をいたしておるのでございます。私はこれをもつと厳正に、厳重にひとつ厳しい規制を続けて、そして、きょう議決していただきます原賠法の適用が全く皆無で、将来とも原子力の行政が推進されることを期して、慎重な原子力行政に取り組み方をしていきたいと思います。

○委員長(塙田啓典君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙田啓典君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○松前達郎君 私は、ただいま可決されました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、新自由クラブ及び社会民主連合の七会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法施行にあたり、原子力開発利用における安全の確保に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一、賠償額については、今後一層の引上げに努めること。

二、原子力損害の原因の認定が客観的かつ公平に行われ、迅速な被害者救済がなされるよう現行諸制度の彈力的運用を図ること。

三、下請従業員も含め原子力事業従業員の被ばく対策に万全を期し、特に、被ばく線量の中央登録管理、放射線管理手帳の交付についても、それらの義務付けのための検討も含め強化、整備を図ること。

四、低レベル放射線の人体に対する影響に関する研究等を強力に推進すること。

五、不則の事態に對処するため、速やかに原子力損害賠償紛争審査会の体制整備を図るとともに、緊急医療対策、防災対策等の充実、強化を図ること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同のほどをお願い申し上げます。

○委員長(塙田啓典君) ただいま松前君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙田啓典君) 全会一致と認めます。よつて、松前君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、科学技術庁長官から発言を認められております。この際、発言を許します。金子科学技術府長官。

○国務大臣(金子岩三君) ただいま原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上、御可決いただきまして、私といたしましては、ただいま議決をいたしました附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、原子力行政の遂行に全力を尽くしてまいる所存でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塙田啓典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙田啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会

昭和五十四年六月十八日印刷

昭和五十四年六月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局